

令和5年度 倉敷市立沙美小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は、子ども同士のトラブルが数件あり、指導して改善に取り組んでいる。今後もトラブルが発生し、いじめへと変化していく可能性もあり、より多角的に子どもの様子を把握し、いじめの早期発見に努める必要がある。
- ・本校は小規模校であり、クラス替えもなく、人間関係が固定化されている。保護者同士の関係も密接である。しかし、それだけに子ども、保護者共にいったん人間関係に問題が生じると、解決、改善が難しい。児童が自分たちの力で自主的に改善していこうとする力を育成していくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全職員でいじめに関する情報を共有する場を日常的に設け、いじめの早期発見につなげる。さらに6月、12月に生活アンケートを実施するとともに、教育相談週間に一人ひとりの子どもと直接話すことで、いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組むようにする。
- 〈重点となる取組〉
- ・校内人権週間を中心に、友達を大切にしようとする心情や自己肯定感・自尊感情を高める取り組みを全校的にを行い、いじめのない学校づくりを進める。
 - ・情報モラルについて計画的に指導するとともに、保護者や教員を対象とした研修を実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の教育方針やいじめ問題に対する考え方をPTA総会で説明し、保護者の理解を得る。
- ・学校運営協議会委員の方に、地域での子どもの様子を中心とした情報提供を呼びかけ、校外でのいじめの早期発見につなげる。
- ・人権意識の高揚や情報モラルによるいじめに関する保護者研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・学期1回実施。その他必要に応じて随時

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直近の終礼で全教職員に伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外:PTA会長, スクールカウンセラー, SSW
- ・校内:校長, 教頭, 教務主任, 人権担当, 生徒指導主事, 養護教諭, 関係者

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・スクールカウンセラーの派遣
 - ・保護者支援のための専門スタッフの派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事
 - ・教育相談担当

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(児童の居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の授業や学級活動、児童会活動等において、一人ひとりの子どもが活躍できる場を設けることにより、自己肯定感や自尊感情を高めることができるようにする。また、学年間や学級内の人間関係が円滑になるよう配慮し、個々の子どもの居場所をしっかりと確保する。 <p>(情報モラル教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットやSNSによるいじめを防止するために、情報モラルの授業を計画的に実施する。内容や時間・回数は、発達段階や学年の実態に応じて十分に検討する。
② 早期発見	<p>(生活アンケートの実施・相談ボックスの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月、12月に、全校児童を対象としたアンケートを実施して、いじめの積極的認知に努める。 <p>(教育相談の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間を年2回設け、担当が一人ひとりの子どもの話にしっかりと耳を傾けることで、いじめの早期発見を図る。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや保護者から出た話題や、学校運営協議会委員からの情報を全教職員で共有することにより、いじめの積極的認知に努める。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがいじめを受けている可能性が明らかになった場合は、担任と生徒指導主事を中心に、すみやかに事実確認を行う。 <p>(組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが起きている可能性が高まった場合は、組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(該当児童への支援・指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた子どもに対しては、最後まで守り抜くことを最優先に、子どもおよび保護者に対して全面的な支援を行う。 ・いじめをした子どもに対しては、保護者の協力を得ながら、毅然とした姿勢で、適切な指導を行う。